



平成 20 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社オストジャパングループ
(コード番号 2757 : 札証アンビシヤス)
本社所在地 札幌市厚別区厚別南五丁目 1 番 7 号
代 表 者 代表取締役社長 村 上 睦
問 合 せ 先 常務取締役 山 田 耕 資
電 話 番 号 011-896-5533 (代表)
(URL <http://www.ost-japan.com/>)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 11 日開催の取締役会において、反社会的勢力排除に向けた体制の整備および金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制システムの構築を目的として下記のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針の一部変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 当社は持株会社として当社グループの全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス行動規範を定め、当社代表取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置しコンプライアンス規程の実施・運用状況を確認する。また全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め内部通報制度を構築する。
 - ii) 万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ取締役会、監査役等に報告される体制を構築する。
 - iii) コンプライアンス委員会は、当該規程に従い、運用状況を確認し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。
 - iv) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、反社会的勢力対策規程に従って毅然とした姿勢で組織的に対応する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理については、文書管理規程に従い職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保存し取締役、監査役が常時閲覧できる状態で適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は持株会社として当社グループ全体の事業展開に係わるリスクを認識し、把握と管理を行い、発生防止・発生した場合の適切な対応のための体制を構築する。また、万一、不測の事態が発生した場合には対策本部等を設置し迅速な対応を行い損害の拡大防止およびこれを最小限にとどめるよう努める。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき権限・責任を付与することにより各取締役における業務執行の効率化を図る。
 - ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築するにあた



り、毎月一度、定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i) 当社で制定している関係会社管理規程は、当社の関係会社に対する管理の基準を定め、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展を図ることを目的とするものである。
 - ii) 当社グループ間において連結グループとしての経営方針、経営計画、業績把握および重要業務等に関する審議を行うため、さらに当社の取締役会での報告事項および付議する議案の内容について、事前に詳細に説明・協議するためグループ拡大経営会議を原則として、毎月一度開催する。
 - iii) 関係会社に対する監査には、当社内部監査室がこれにあたる。この際、専門的事項の監査を行う場合は、必要に応じて他部署の支援を要請することができる。
 - iv) 内部監査室は、関係会社等に法令および定款違反によりもたらされる多大な損失の可能性のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について当社代表取締役およびその担当部署に報告する体制を構築する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役を補助すべき使用人については、監査役が必要とした場合は、監査業務の支援のために補助する使用人を置くことができる。
7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の人事異動および人事考課に関しては、監査役の承認を得ることとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
代表取締役、業務執行を担当する取締役は取締役会、グループ拡大経営会議等の重要な会議において、業務の執行状況を報告する。また取締役および使用人は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、およびコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、遅滞なく監査役に報告する体制を構築する。
9. その他監査役を監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、監査法人、内部監査室と定期的に意見交換会を開催し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。また監査役が、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談、指導を受けることができる体制を確保する。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、財務報告に係る内部統制が適正に機能する体制を構築する。また継続的に内部統制システムを評価し、不備があれば必要な是正を行い、財務報告の信頼性を確保する。

以上